

## 第3章 計画の方向性

### I 望ましい環境像

#### ○基本理念（行田市環境基本条例 第3条）

- ・ 潤いと安らぎのある豊かな環境の恵みを受け、環境が良好に将来の世代に引き継がれる
- ・ 全ての者が環境への負荷を低減し、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展する
- ・ 地球規模の環境問題の解決に寄与する取組として、あらゆる事業活動及び日常生活において推進する

#### ○望ましい環境像

行田市は、利根川や荒川などの自然の恩恵を受けた美しい田園風景とともに、豊かな自然に包まれたさきたま古墳公園や古代蓮の里などの特色ある歴史と文化が息づいているまちです。

しかし、私たちの経済活動、産業活動、日常生活などによる環境への負荷が問題を発生させており、特に地球規模での環境破壊は、現代に生きる我々のみでなく、次世代へも影響を及ぼすほどになっています。

そのため、今後も水と緑あふれるまちを存続させるために、市民、事業者及び市がともに力を合わせ、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能である社会を構築していくことが求められています。

私たちは、先人から受け継いだ住みよい環境を保全するとともに、将来にわたって自然と人間が共生できる水と緑、健康で快適な住みよいまちの実現をめざし、望ましい環境像を以下のとおり設定します。

人々の生活と豊かな自然が共生できる  
環境にやさしいうるおいのあるまち

## Ⅱ 基本目標

行田市の環境の現状やアンケート調査結果、国、県の動向をふまえ、基本目標を以下のとおり設定します。

【望ましい環境像】  
人々の生活と豊かな自然が共生できる  
環境にやさしいうるおいのあるまち

### 基本目標

#### Ⅰ 環境負荷の低減による循環型社会の形成

快適な生活環境を確保するとともに廃棄物の減量、リサイクルなどを推進し、環境負荷を低減した持続可能なまちをめざします。

#### Ⅱ 先人から受け継いだ自然環境の保全

利根川、忍川、星川などの水辺とさきたま古墳公園、古代蓮の里、水城公園などの歴史的、文化的資産を共に守り育て、自然環境を保全するまちをめざします。

#### Ⅲ 省エネ・創エネによるエコタウンの創出

エネルギー消費の削減、再生可能エネルギーの活用などを推進し、温室効果ガスの排出が少ない地球環境に配慮したまちをめざします。

#### Ⅳ 環境意識の向上と環境配慮活動の推進

日常生活、環境学習などの場を通じて、一人ひとりの環境への意識を高め、自主的に行動するまちをめざします。

### ～第5次行田市総合振興計画～

○将来像「古代から未来へ 夢をつなぐまち ぎょうだ」

○まちづくりの基本理念 「ひとの元気・地域の元気・まちの元気」

○施策の大綱

- ①やすらぎ だれもが健やかで幸せに暮らせるまちづくり【保健・福祉・医療】
- ②快適 生活基盤が充実した便利で快適なまちづくり【都市基盤】
- ③うるおい 豊かな自然と共生したうるおいのあるまちづくり【環境】
- ④にぎわい 活気と活力に満ちたにぎわいのあるまちづくり【産業・経済・観光】
- ⑤安心・安全 安心と安全に支えられたまちづくり【危機管理】
- ⑥はぐくみ 未来をひらく人材と文化をはぐくむまちづくり【教育・文化・芸術】
- ⑦ふれあい 支え合い、元気に暮らせるふれあいのまちづくり【コミュニティ】
- ⑧信頼 市民に期待される信頼のまちづくり【行財政運営】

### 【行田市の環境の課題】

- ・大気を良好に保つことが必要
- ・市内を流れる河川や生活排水の流れる排水路の水質改善が必要
- ・騒音・振動の増加による影響改善が必要
- ・ごみの減量化、分別収集の推進が必要
- ・資源を有効に利用することが必要

- ・動植物や生態系に配慮した自然環境の創出が必要
- ・特定外来生物の防除対策が必要
- ・豊かな水辺環境や緑地を保全することが必要
- ・歴史的・文化的資産の保存とそれらを活かしたまちづくりが必要
- ・安心・安全な農産物の生産を推進することが必要

- ・地球温暖化対策への取組を推進することが必要
- ・LEDなどの省エネルギー設備の導入を推進することが必要
- ・資源やエネルギーを有効活用することが必要
- ・太陽光発電などの再生可能エネルギー利用を推進することが必要

- ・環境に関する意識の向上を図ることが必要
- ・市民、事業者及び市の相互の連携が必要
- ・市民や事業者への環境に関する情報提供・発信が必要
- ・家庭や職場、学校などで環境に配慮した取組を行うことが必要
- ・環境関連団体への支援や専門家の育成が必要